

住宅が被災した皆様に対する支援について

1 要 旨

平成30年7月5日からの県内での大雨により、住宅に被害を受けた皆様からの様々な相談を受け付ける相談窓口を市町に設置します。

また、被災のあった住宅について、市町が一定の範囲の応急修理を実施することとし、その受付を開始します。

さらに、被災された皆様に対して、これまで市営・県営住宅等を市町と連携し、順次避難用住居として無償提供しているところですが、民間の賃貸住宅についても無償提供することとし、受付を開始します。

2 対象市町

今回の災害により災害救助法の適用となる9市4町

(広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町)

3 住まいに関する相談窓口の設置

(1) 内容

住宅に被害を受けた方からの、応急修理や応急仮設住宅の申込みなどの相談を受け付ける窓口を市町に設置します。

(2) 設置及び相談受付時期

平成30年7月17日(火)から

(3) 相談受付方法等

受付開始時間等は、7に記載の各市町の窓口にお問い合わせください。相談は無料です。

4 住宅の応急修理の受付

(1) 内容

今回の災害により被害を受けた住宅について、市町の指定を受けた業者が応急修理を実施します。

(2) 対象

り災証明書により半壊の被害を受けた住宅(全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、対象となります。)

なお、5の民間賃貸住宅の無償提供を受けた場合は、この応急修理は対象となりません。

(3) 受付開始時期

平成30年7月17日(火)から

(4) 費用

58万4千円を上限として修理に要する費用を負担します。これを超えるものは自己負担となります。

(5) 申込み方法

7に記載の各市町の窓口にお問い合わせください。

5 民間賃貸住宅の無償提供

(1) 内容

これまでの公営住宅等に加え，県が民間賃貸住宅を借り上げ（広島市分は広島市が借上），市町を通じて，応急仮設住宅として被災された方に無償提供します。

(2) 対象者

り災証明書により住宅が半壊などの被害を受け，居住が困難な方

なお，4の応急修理の費用負担を受けた場合は，この民間賃貸住宅の申込みはできません。

(3) 提供期間及び家賃等

提供期間6か月（状況により延長），家賃及び敷金等は無料

（光熱水費等及び駐車場代（駐車場が必要な場合）は自己負担）

(4) 申込み期間

平成30年7月20日（金）から

(5) 申込み方法

7に記載の各市町の窓口にお問い合わせください。

(6) 遡及適用

既にご自分で民間賃貸住宅を探して入居されている方も対象となる場合がありますので，別紙の各市町の「借上げ民間賃貸住宅」の担当課にお問い合わせください。

6 応急仮設住宅の建設について

被災者の皆様に対する避難用住宅の提供については，これまで，公営住宅等の提供を行うとともに，今後，5のとおり民間賃貸住宅の借り上げによる対応を行ってまいります，呉市と三原市においては，これらの取組を行ってもなお不足すると見込まれる場合は，応急仮設住宅を建設することを検討しています。

7 各市町の間い合わせ等一覧

各取組の間い合わせ先は別紙のとおりです。

なお，介助を要する方など窓口に行けない方のために，避難所で相談を受けるなどの対応についても準備をしています。

(担当)

課名	住宅課
担当者	河野
電話	内線 4163
	直通 082-513-4164

(別紙)

市町名	住まいに関する 相談窓口	住宅の応急修理	借上げ 民間賃貸住宅
広島市	中区役所建設部建築課 (082-504-2579) 東区役所建設部建築課 (082-568-7745) 南区役所建設部建築課 (082-250-8960) 西区役所建設部建築課 (082-532-0950) 安佐南区役所農林建設部建築課 (082-831-4952) 安佐北区役所農林建設部建築課 (082-819-3938) 安芸区役所農林建設部建築課 (082-821-4929) 佐伯区役所農林建設部建築課 (082-943-9745) 都市整備局指導部建築指導課 (082-504-2287)		住宅政策課 (082-504-2292)
呉市		建築指導課 (0823-25-5719)	住宅政策課 (0823-25-3830)
竹原市		都市整備課 (0846-22-7749)	現在のところ 実施しない見込み
三原市		住宅対策課 (0848-67-6120)	
尾道市		建築課 (0848-38-9245) (0848-38-9347) (0848-38-9247)	
福山市		福祉総務課 (084-928-1216)	住宅課 (084-928-1101)
府中市	整備保全課 (0847-43-7236)	まちづくり課 (0847-43-7156)	現在のところ 実施しない見込み
東広島市	住宅課 (082-420-0946)	建築指導課 (082-420-0956)	住宅課 (082-420-0946)
江田島市		都市整備課 (0823-43-1647)	
府中町		建築課 (082-286-3174)	
海田町		都市整備課 (082-823-9634)	
熊野町		開発指導課 (082-820-5638)	
坂町		産業建設課 (082-820-1512)	企画財政課 (082-820-1520)

※ 坂町の担当課を変更 (7/17)